

株式会社神谷総合設備 御中

エアコン延長保証申込書

_____(印)は、下記規約に同意し、株式会社神谷総合設備の提供するエアコン延長保証に申し込みます。

記

株式会社神谷総合設備（以下、「当社」といいます。）の提供するエアコン設備延長保証（以下、「本サービス」といいます。）に加入されたお客様（以下、「加入者」といいます。）が事前に登録した本サービスにおける対象製品において故障・トラブルが発生した場合、本製品のメーカー保証に記載された内容及び以下の条項の内容に定めるところに従い、当社にて本サービスを提供します。

第1条（サービスの内容）

1. 本サービス保証期間中に発生した本製品の故障・トラブルに対する修理にかかわる一連の作業（修理に必要な部品代、出張費、技術料、取り付け・取り外しを含む。）を当社の費用負担において行います。
2. 当社の判断により、修理を行わず既存品と同等の代替品に交換する場合があります。この場合、代替品のメーカーおよび機種等の指定はできません。

第2条（サービスの対象となる製品）

本サービスにおける対象製品（以下、「本製品」といいます。）は、当社が販売したエアコン設備になります。

第3条（サービス範囲）

本サービスの対象は、保証期間中に本製品の取扱い説明書や本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用したにもかかわらず発生した故障・トラブルで、かつ、本製品のメーカー保証規定で保証対象となるものとし、ただし、第7条に定めるものは除きます。

第4条（サービスの契約成立）

本サービスに本書をもってお申し込み後、所定のサービス料金の決済完了をもって本サービス契約の成立となります。なお、本サービスの開始については、本製品の設置された日より開始いたします。

第5条（サービス期間）

1. 本サービスの保証期間は、本製品の設置した年月より7年経過した月の翌月末までを保証期間とします。

2. メーカー初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合、または第1条2項の定めにより代替品を提供した場合であっても本サービスの保証期間に変更はありません。

第6条（サービスの終了）

次の各号に該当する場合には本サービスは直ちに終了となります。

- ①本サービスの保証期間が満了した場合
- ②保証期間満了の前に当社に連絡なく、本製品を第三者に譲渡された場合
- ③保証期間中、当社が定める年一回の本製品の点検・メンテナンスを拒否された場合
- ④当社以外の他社、他業者により、本製品の洗浄、修理、部品交換、メンテナンスその他これらに類する一切の行為をされた場合

第7条（適用除外）

次の各号に該当する場合には、本サービスの適用除外とします。

- ①本製品の保証書の提示がない場合
- ②加入者が当社以外のメーカーや業者等に直接修理を依頼された場合
- ③当社が、故障・トラブルを確認できなかった場合
- ④修理依頼が本サービスの終了後になされた場合
- ⑤加入者または第三者の故意または過失による故障・トラブルの場合
- ⑥メーカー保証外である加工・改造に起因する故障・トラブルの場合
- ⑦メーカー取扱い説明書に記載された本製品の使用者が行うべき調整
- ⑧本製品設置後の移設、落下等によって生じた故障・トラブルの場合
- ⑨火災、落雷、凍害、その他天災による故障・トラブルの場合
- ⑩異常環境（水質、水圧、電圧等）、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・トラブルの場合
- ⑪乾電池、フィルター、グリル、化粧パネル、リモコン、ルーバー等の消耗品、またはメーカー指定消耗品の交換
- ⑫経年変化、使用消耗により、発生する変質、変色、褐色、へたりその他類似の故障・トラブルの場合
- ⑬本製品の機能及び使用の際に影響がない故障・トラブルの場合
- ⑭メーカーのリコール後の該当部品及びリコール部位にかかる本製品の故障・トラブルの場合
- ⑮動物、植物等の外部要因による故障・トラブルの場合
- ⑯戦争・外国の武力行使、革命、内乱に起因する故障・トラブルの場合
- ⑰本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施行に起因する故障・トラブルの場合

⑱代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車等の特殊な工事費用、及び旧商品のリサイクル費用

第8条（間接損害）

当社は、次の各号に該当する損害を賠償する責を負いません。

- ①本製品の故障・トラブルに起因して生じた身体損害（損害に起因する死亡を含みます）
- ②本製品の故障・トラブルに起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障、損傷等の損害
- ③本製品の故障・トラブルに起因して、本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによって生じた損害

第9条（その他）

加入者は本申込書に署名し本サービスにお申し込みをいただいた時点で本規約に同意いただいたものとしてします。

第10条（専属的合意管轄）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上